

令和8年度「新潟県自殺対策推進月間」実施要綱

第1 趣旨

自殺対策基本法において、「9月10日から9月16日までを自殺予防週間とし、国及び地方公共団体は、啓発活動を広く展開するとともに、それにふさわしい事業を実施するよう努める」ことが定められている。

一方、本県における令和7年の自殺者数（人口動態統計：概数）は393人（前年度比33人減）、自殺死亡率は19.2（全国15.5）で、全国水準よりも常に高い値で推移している。

このため、本県では「自殺予防週間」を9月の1か月に拡大し、「新潟県自殺対策推進月間」として、県、市町村、関係機関・団体、民間団体等が連携し、県民一人一人が自殺対策の主役であるとの共通理解と認識の下、自殺対策基本法に定める「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、自殺対策の諸事業を集中的に実施する。

第2 実施期間

令和8年9月1日から9月30日までの1か月間

第3 実施機関

新潟県、市町村、新潟県自殺予防対策推進県民会議構成団体等関係機関、民間団体、月間の趣旨に賛同・協力していただける機関・団体・企業等

第4 推進キャッチフレーズ及びキャンペーンキャラクター等

1 推進キャッチフレーズ

○「たった一人のあなたです たった一つの命です」（新潟県自殺予防対策キャッチフレーズ）

及び

○「みんなで守る 新潟のいのち」（新潟県の自殺対策のコンセプト）を積極的に活用する。

2 キャンペーンキャラクター

○「みまもリン」



第5 実施事項

1 自殺予防キャンペーン

ラジオやその他広報媒体等を活用し、自殺予防の呼びかけや相談窓口の周知を行う。

- 民放ラジオ合同キャンペーン
- WEB広告、YOUTUBE 公告、電車内アナウンス広告
- 横断幕、のぼり旗、ポスター等の掲示

2 新潟県こころの相談ダイヤル（0570-783-025 ナビダイヤル なやみ なしにいがた）

統一ダイヤルとして、365 日 24 時間、12 保健所、新潟市こころの健康センター等で対応。

3 県の広報媒体等を活用した月間の周知

- ・ 県ホームページによる周知
- ・ 報道機関への周知
- ・ X（旧 Twitter）投稿による周知
- ・ 県広報モニターによる周知

4 リレー型フォーラムの開催

地域の様々な団体が、県民を対象とした自殺予防に関する講演会等の啓発事業を実施する。実施内容については、新潟日報「県からのお知らせ」や県ホームページ「リレー型フォーラムのご案内」で周知する。

5 市町村、関係機関・団体、民間団体等による諸事業の実施

市町村、関係機関・団体、民間団体等においては、啓発活動をはじめとした自殺対策の取組を集中的に実施する。

【取組の例】

- 総合相談会（ワンストップ相談会）等の各種相談会の開催、相談窓口の設置
- 自殺やメンタルヘルスに関するイベント、講演会、シンポジウムの開催
- ゲートキーパー養成のための研修会の開催
- 市町村、関係機関・団体のホームページ、広報誌等に自殺やメンタルヘルスに関する記事を掲載 等

6 市町村、関係機関・団体、民間団体等におけるポスター等の配布・掲示

県及び厚生労働省が作成するポスターの掲示やリーフレットの配布等による普及啓発を市町村、関係機関・団体等に依頼する。